

ただいまから、県政一般事務にかかわる諸課題について質問をいたします。

質問に先立ち、一言申し述べたいと思います。

アメリカの住宅バブル崩壊に端を発したサブプライムローン問題が引き金になって金融危機が世界に広がっています。

日本は、これまでアメリカの新自由主義政策を見本にして経済政策を遂行し、規制緩和、民営化、行政改革を合言葉にした「小さな政府」を目指す構造改革に勇壮邁進してきました。

その結果、今日、すべて競争による市場原理主義に埋没する新自由主義政治による競争社会の中で、人々は不安と恐怖におびえています。

こうした行き過ぎた競争社会は、人間の信頼や人間のきずなを喪失し、凶悪な犯罪、自殺、麻薬など社会的病理現象を引き起こし、人間性を喪失した社会へと導きつつあります。

今こそ、格差社会を是正するためには、社会的規制による社会政策が必要となってきました。

人間性回復の政治・経済システムを構築しなければならないことを強く訴え、又、真鍋知事にも人間味のある政策を遂行していただくことをお願いし、質問に入ります。

質問の第1点目は、**公共事業のあり方**についてであります。

今日の地方財政危機を考えると、また、2回目の財政再建を強いられている香川県では、大規模事業優先の従来型の公共事業を続けるだけでは、行き詰まってしまいます。財源の問題もさることながら、公共事業のあり方を見直さなければ、地方の疲弊を救うことはできないといっても過言ではないと考えております。

確かに、道路をはじめとした社会資本整備は、我々の日常生活や生産活動の基盤として、極めて大きな役割を果たしています。

しかし、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックは、今後数十年の間に、集中的に補修・更新の時期を迎えることとなります。また、適切な維持管理を欠いた場合には、老朽化した社会資本が本来の機能を保てなくなるおそれや、その崩壊等による事故の発生などが懸念されます。

維持管理に要する費用が増大することは間違いないと見込まれる中で、新規投資は非常に慎重に検討しなければいけないということはいうまでもなく、現在計画段階の大規模事業も香川県の財政体力に合った最小限度のものにし、財政再建を果たすまでは我慢すべきです。現在のような大規模事業優先の従来型の公共事業を続けていけば、現にある社会資本の維持補修や更新など緊急性が高い事業を後回しにするしかありません。

香川県においても、維持補修型の公共事業費は、土木費全体で見ると15%弱と少ない状況であります。公共事業の全体額の縮小はやむを得ない状況ではありますが、限られた予算の中で、構成割合を考えることが、大事ではないでしょうか。

地域に密着した地元の中小建設業は、台風などの災害時には、機動性をフルに発揮してその被害を最小限にとどめるとともに、早期復旧に貢献しており、それぞれの地域において一定の事業者数の確保は必要です。

さらに、地元雇用の創出という役割を果たすと同時に地域の事情を詳しく知っており、

大手の建設事業者には持ち得ない地域性があります。

近年、維持補修という工事は、手間のかかる、技術力を要する工事が、増えてきているという視点からも、優良な地元中小建設事業者の健全な育成の視点が必要ではないかと考えます。また、維持補修工事は、コスト縮減による入札不調、入札辞退も言われており、適正な諸経費が実態に合ったものとすべきであります。

そこで、これらの視点を踏まえて、公共事業のあり方を、現在実施されている大規模事業の進度調整という中途半端な方針ではなく、維持補修・管理型に方向転換をすべき方針を打ち出すべきではないでしょうか。大規模事業に充当されている一般財源を、維持補修・管理予算に充当すれば、その事業費は確保できるのではないのでしょうか。知事のご所見をお伺いします。

質問の2点目は、**維持補修型の公共事業の財源**についてであります。

地方自治体においては、新規建設や更新、災害復旧の場合には、国からの補助金や地方債の起債といった手段を利用することが可能であります。維持補修・管理費用は、補助制度も少なく、基本的に起債は活用できないため、費用のほぼ全額を一般財源で確保しなければなりません。そのため、地方自治体の職員からは、「現状のような新規建設中心の社会資本整備の進め方を改める必要があるが、現行の予算制度では、維持補修管理費を1億円捻出するためには、補助金や起債制度も活用できないため、新規建設費を約10億円程度抑制しなければならず、毎年、公共投資額が削減されている中では、新規建設はもとより、維持補修管理費の確保は相当厳しい状況にある」とか、「維持・補修には補助事業でなく、自治体の単独費で対応せざるを得ないので、十分に手をかけられているとは言いがたい。残念ながら、極論すれば、壊れるのを待って、災害復旧で申請しようといった対応しかできていない」といった声も聞かれています。

このように、維持補修管理予算の確保を妨げ、新規建設を強く促すような制度上の不均衡があるわけで、そうした不均衡を緩和する方向での見直しを行い、地方自治体が自ら管理する社会資本については、新規建設も維持補修も含めて、予算配分を自らの判断で行えるような仕組みの実現を目指すことが、これからの地方分権の視点からも必要ではないでしょうか。

平成18年度から、地方債は許可制から事前協議制へ移行されたものの、地方が借金できる仕組みは、地方財政法第5条により、原則、新しく建設・建築したりする公共事業をはじめとする投資的事業に限定されています。よって、地方自治体は借金ができる事業を探して行っているというのが実情であります。

今日の一般財源不足からも、借金の用途をもっと自由にすべきではないかと考えるわけであり。特に、維持・補修の公共事業にも借金できるようにすれば、県民の皆さんが望んでいる生活道路や河川の改修事業が行えます。また、公共施設の耐震改修も行えます。そのことは、地元中小企業の仕事量確保、雇用対策にもつながります。

現に、小・中学校の耐震化の起債は1件の事業費の下限設定はなく、起債額も10万円単位から可能になっている状況を見ると、維持・補修型の公共事業にも起債充当を認めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、税法上では、固定資産の修理・改良のために支出した費用は、資本的支出と

修繕費の形式的区分基準を 60 万円としています。資本的支出とは、固定資産の取得及び耐用年数の延長あるいは利用価値を増加させるための支出等が含まれています。

これらの状況を踏まえ、借金総額を抑えるという財政規律を維持しながら、借金の中身をもう少し自由度を増すべきと考えます。

公共事業のあり方の多様性をもたせる視点からも、国に対してきちんと要求していくつもりがあるのかどうか、また全国知事会や地方六団体に意見反映していくつもりがあるのかどうか知事のご所見をお伺いします。

質問の第 3 点目は、**栗林公園の景観保全**についてであります。

このことについては、一昨年(平成 17 年)の 11 月県議会において、私の一般質問で取り上げさせていただきました。

問題の発端は、平成 18 年 4 月に栗林公園北側に、11 階建ての高層マンションの建設計画が発表されたことに始まりました。地域住民有志が、栗林公園内からの眺望景観を守るため、平成 18 年 7 月に 5,845 名のぼる建設反対署名を高松市長に提出するとともに、施工主とも度重なる協議を行いました。進展がないまま工事は着手され、本年 3 月にマンションは完成しました。

このことをきっかけに、地域住民は平成 18 年 8 月から、県・高松市と今後の栗林公園北門周辺における景観保全に関する勉強会を積み重ね、平成 19 年 12 月には高松市都市景観条例に基づく「栗林公園北部景観協議会」に認定されました。その後、地域住民主体による地区計画の作成に積極的に取り組み、「栗林公園北部の景観を守り、栗林公園に隣接する街並みとして、ふさわしい街づくりを進めよう」との趣旨に基づき、地区内の合意形成に努めた結果、民有地(約 4.1ha)においては、土地所有者では 94.8%、土地面積では 92.7%の同意を得ることができました。この他にも会社の宿舍などがあり、現在は中立の立場であります。住民の皆さんの最終決定には従いますという意思表示もいただいております。

計画地区内に建物がある自民党県連にもご協力をいただき、感謝を申し上げますとともに、今回、これだけの取り組みができたのも、党派を超えて住民主体で取り組んできた成果と考えております。

さる 11 月 20 日に栗林公園北部景観協議会の役員の皆さんが、地区内住民の同意書を添えて、栗林公園北部地区地区計画(案)を大西高松市長に提出したところであります。

この地域には、四国管区警察局、四国財務局といった広大な公有地があり、すでにサンポート高松への移転は確定しており、その跡地は国有地の売却が予想され、高層マンションの建設の可能性が高いと考えられます。

そこで、地域住民の皆さんは、公有地(国・県・市)の区域についても、栗林公園北部景観協議会が進める地区計画(案)に基づき、規制が図られるよう、市に対して積極的な取り組みをお願いし、地区計画の手続きを早期に進め、都市計画決定されることを強く要望してまいりました。

また、県に対しても、11 月 26 日に要望書を提出しているところです。

さる 11 月 22 日の四国新聞の「一日一言」の中に掲載されておりました記事をご紹介します。その内容は、「高松市の栗林公園北部の住民が、園内からの眺望をこれ以上悪化させまいと、新たな高層ビルの建築を禁止する地区計画を作った。ある程度の不利

益を覚悟で9割以上もの地権者が同意したのだ。彼らは自分たちで動いた。行政や議会に業を煮やしたのもあただろうが、それ以上に栗林公園を誇りに思い、県民の宝を守りたいという気持ちが彼らを突き動かしたのだろう。こうして生まれた新しい宝を、県民として誇りに思う。」と掲載されていました。私も、地元世話人の皆さんが手分けをしながら一軒ずつ歩いて、又、県外や地区外の所有者に連絡を取りながら同意をもらってきているのを目の当たりにし、そのご苦労は大変なものであり、敬意を表している次第であります。また、同意に応じていただいた住民の皆さんも400年の歴史の重みのある栗林公園に隣接する町としてふさわしいものにしたいという思いから、ご協力をいただいたことを、地元住民の一人として、誇りに思う次第であります。

そこで、特別名勝である栗林公園を管理し、この地域を平成18年9月に今回の地区計画(案)より厳しい規制を定めた風致地区の拡大地域(案)として提示した県として、また、この地域に県有地を所有する県として、地区内住民の「栗林公園の景観」を守ろうという今回の取り組みを、どのように受け止めておられるのか、真鍋知事のご感想をお聞かせください。

また、大西高松市長も、要望を踏まえて、国や県と協議をし、公有地を含む約5.1haを規制範囲とする都市計画決定に持ち込みたいと前向きな発言をしていただきました。

ぜひ、地区計画を策定し、住民と行政との協働の街づくりの先進的な事例となるようにすれば、全国に発信でき、栗林公園にとってもイメージアップ、市にとってもイメージアップ、地区内の住民の街づくりにとっても誇れるべきものにつながると確信しています。

真鍋知事も、栗林公園の管理責任者として、地区内住民の「栗林公園の景観」を守ろうという趣旨を重く受け止め、地元協議会が進める地区計画(案)に基づいた都市計画が実現できるよう、高松市と連携を図り、国に対し積極的に働きかける責務があると思います。知事の決意をお聞かせください。

質問の第4点目は、**人事委員会勧告**についてであります。

職員の勤務時間の取扱いについて、人事委員会委員長は、我が会派の篠原議員の代表質問に対して、「過去4年の県内民間企業の所定労働時間の調査結果などを踏まえ、勤務時間の短縮を行うことが適当であるとは即断し難いとしたところであります。」という答弁をされました。

全国状況を見てみますと、人事院と同様に勧告したのが、鳥取県、「勤務時間の短縮に向けた対応を行っていくことが適当」と報告したのが、18県、「国、他県との権衡を失しないよう所要の措置を講じることが必要」と報告したのは、14県、香川県のように「引き続き検討」と報告したのが6県、残りの8県は県の判断に委ねられています。

さらに、各県の平成20年の民間所定労働時間の調査結果を見てみますと、本県民間の所定労働時間より長いにもかかわらず、勤務時間の短縮に向けて報告した人事委員会が24県にのぼっています。また、過去3年から4年間の調査結果の平均でも、本県民間の所定労働時間より長いにもかかわらず、勤務時間の短縮に向けて報告した人事委員会が17県となっております。この状況を見ても、香川県の人事委員会は、第三者機関として十分な機能を発揮したとはいえないと断言できます。

まず、この全国の人事委員会勧告の結果を見て、人事委員会委員長は、どのように感じ

られたのか、お聞かせください。

また、各県の調査状況・報告と本県の報告と比べて、本県職員の勤務条件について、適切な対応を果たしたと考えられているのか、併せてお伺いします。

さらに、人事委員会委員長は、「職員の勤務時間は、情勢適応の原則に基づき、民間と均衡させることを基本としつつ、国や他の都道府県との均衡も考慮しながら定めるべきものであります。」という答弁をされました。

いわゆる地方公務員法の第 14 条の社会情勢の変化に対応して適時適切な措置をとるといふ「情勢適応の原則」の規定を盾にとって言われているのだらうと思いますが、人事委員会は、地方公務員法第 24 条の「給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準」をどう理解されているのでしょうか。

確かに、第 24 条の第 3 項に「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されています。

しかし、第 24 条の第 5 項には「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」と規定されており、勤務時間を定めるに当たっては、「国及び他の都道府県の職員との権衡を失しないように」とのみ規定されており、給与のように民間準拠の規定はありません。

つまり、人事院が勧告した場合、その均衡上、勧告するよう求めているわけであり、明らかに法律を理解していない、法律違反をしていると言わざるを得ません。

総務省も 11 月 14 日に 2008 年人事院勧告の取扱いの閣議決定を受けて、「地方公務員の給与及び勤務時間の改定に関する取扱い等について」の事務次官通知を各都道府県知事、各人事委員会委員長に発出しました。その中に、「地方公務員の勤務時間の改定については、国家公務員の勤務時間の改定を基本とすること」と明記しています。これは、地方公務員法第 24 条の第 5 項を受けて、出されたものと考えます。

地方公務員法第 24 条第 5 項について、人事委員会の見解を人事委員会委員長にお伺いします。

また、知事も代表質問の中で「検討が進められている状況で、勤務時間を短縮することは適当でなく、今後の人事委員会における検討や勧告を踏まえる必要があると考えております」と答弁されていますが、これまで勧告があっても、それを無視して給与カットを続行しているではありませんか。使い分けされるのでしょうか。

さらに、総務省事務次官通達を受けて、国、他県との均衡を考慮すべき責任が知事にはあると考えますが、いかがでしょうか。

併せて、給与カットを 6 年間も行い、人員も大幅に削減し、保育専門学院や県税事務所など、組織を次々と廃止している状況のもと、勤務時間ぐらひは全国並みにしなければ、職員の士気は下がる一方ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、暗い話題ばかりある昨今、夢のある質問をしたいと思います。

質問の第 5 点目は、**校庭の芝生化**についてであります。

校庭が芝生だったら、いつでも寝転んで青い空に浮かんだ雲を見て、ころんでもすりむ

かないし、はだしでも走れる、そんな状況を作れたら、子供たちは外で元気に遊び、自然と親しみ、情操豊かな子供に育つでしょう。芝生の広場は、体を動かしたり、人々が集い、世代を超えた交流を育む場として、これからの社会ではますます重要になってくると考えます。お金がないといっているのに、夢のようなことを言うなという意見もあろうと思いますが、小学校の校庭を緑一杯の芝生にできたら、どんなに素晴らしいことだろうかと夢が膨らみます。そんな思いに駆られている時、文部科学大臣の諮問機関の中央教育審議会の「スポーツ振興投票特別委員会」は、サッカーくじ toto の収益金を使った助成事業の対象に地域スポーツの活動の場となっている公立学校の校庭に「校庭の芝生化」を新たに加えることを決定したことを聞きました。すでに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが2009年度スポーツ振興くじ助成金の募集を始めているようであり、スポーツ振興くじ toto は、売上げが低迷した時期があり助成財源を絞り込んだ時期もあったようですが、当せん金が最高6億円の「BIG」が人気を集め、2008年度スポーツ振興くじ toto の売上げは、toto 史上最高の700億円を突破しているようで、2009年度のスポーツ振興くじ助成金の財源は、65億円以上確保しているようであり、助成財源が大幅に増える見通しとなったことから、従来は施設のグラウンドの芝生化だけが対象とされ、助成率も4分の3だったようですが、来年度からは、公立学校の校庭も対象にされ、助成率も、新たに天然の芝生化を行う場合には、5分の4に引き上げられるようです。助成対象経費の上限額も6,000万円まであるそうです。

芝生工事も新工法も開発され、校庭の下地にもよりますが、単価も安くなっているようです。維持管理についても、地域コミュニティを中核とした活動により円滑に実施されている全国の例があるようです。

今日、少子・高齢社会の到来による社会構造の変化、産業・雇用状況の悪化が及ぼす家庭への影響、地域社会における人間関係の希薄化、各家庭における価値観の多様化など、人が育つ環境が急速に変化しています。子どもたちも、そんな社会に飲み込まれ、ストレスの増加、自然性の欠如、情操教育の欠如など、さまざまな歪みが今日の問題を引き起こしているのではないのでしょうか。

子供の頃から、土に触れ、緑や自然に関心を持つことは、子供の情操・環境教育の実践、地域コミュニティづくり、地球温暖化対策にもつながり、人間性を養うためにも重要なのではないかと考えるわけです。

県内には、現在、統廃合による新設学校の建設が検討されている最中であり、モデル校を選定して、1校からでも取り組んでみたらどうでしょうか。県の上乗せ助成も検討し、市町に働きかけ、スポーツ振興くじ助成事業に応募を検討してみてもはと考えますが、教育長のご所見をお伺いします。